町田市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年(2022年)6月2日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市手数料条例の一部を改正する条例

町田市手数料条例(平成12年1月町田市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条関係)		別	別表(第2条関係)		
名称	金額		名称	金額	
略	略		略	略	
91 略	略		91 略	略	
91の2 長期優良住宅 の普及の促進に関する 法律第18条第1項の 規定に基づく住宅の容 積率の特例許可申請手 数料	1件につき 160,000 円				
略	略		略	略	
備考略			備考略		

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表 9 1 の 2 の項の規定は、この条例の施行の日以後に 受理する申請について適用する。